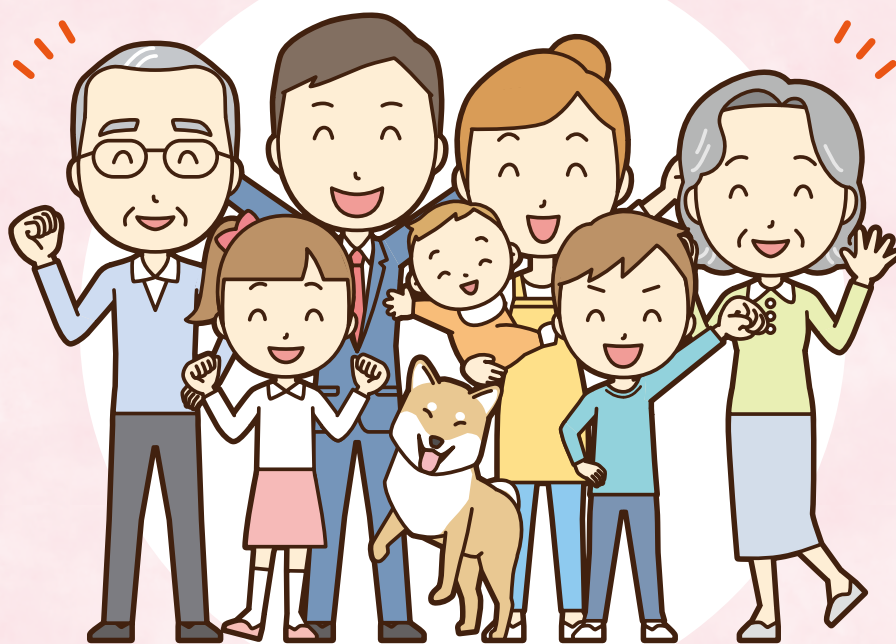


概要版

第9期

北茨城市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
北茨城市

1

計画の背景と趣旨

我が国においては、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちが高齢期を迎えた平成24年度以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進展しております。

北茨城市においても、高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けており、令和5年10月の本市の人口は40,914人、高齢者人口は14,720人で、高齢化率は36.0%となっております。

今後、人口は減少傾向となる一方で、高齢者数は増加し、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年の高齢化率は日本全体で29.6%（令和5年度版高齢社会白書）、本市においても37.5%まで達すると見込まれます。

さらに団塊ジュニアと呼ばれる世代が高齢者になる令和22年では、高齢者数がピークとなることが予測されています。このような超高齢化社会の中で、認知症高齢者や65歳以上の単独世帯や高齢者夫婦世帯の増加も予測され、介護を含めた様々な支援が必要とされる高齢者が生きがいを持って、地域の中で安心して暮らせる社会づくりが急務となっております。

第9期計画では、現役世代人口が減少する令和22年を念頭に、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

2

計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

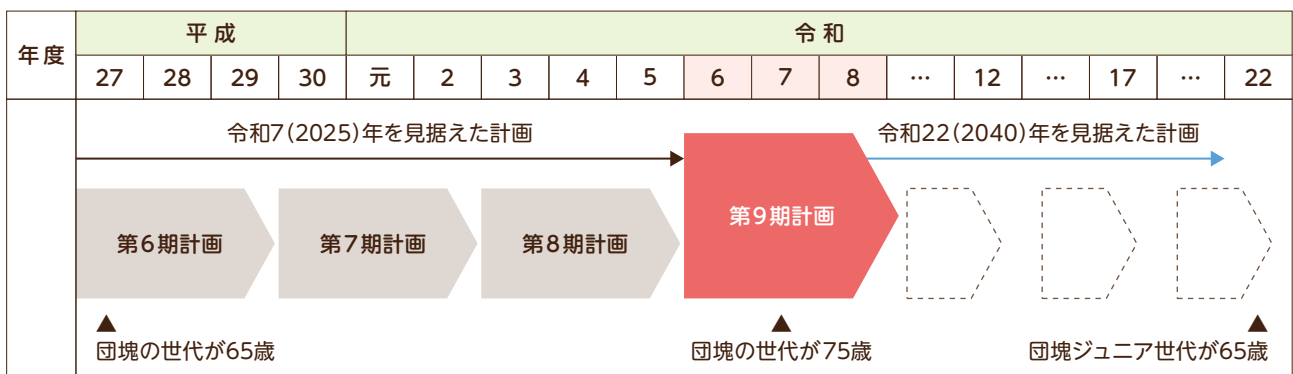
また、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。この法律には、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。本計画は、認知症基本法の基本理念に基づいた認知症施策の総合的な取組みを踏まえて策定します。

3

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、現役世代が急減する令和22年を見据えて、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

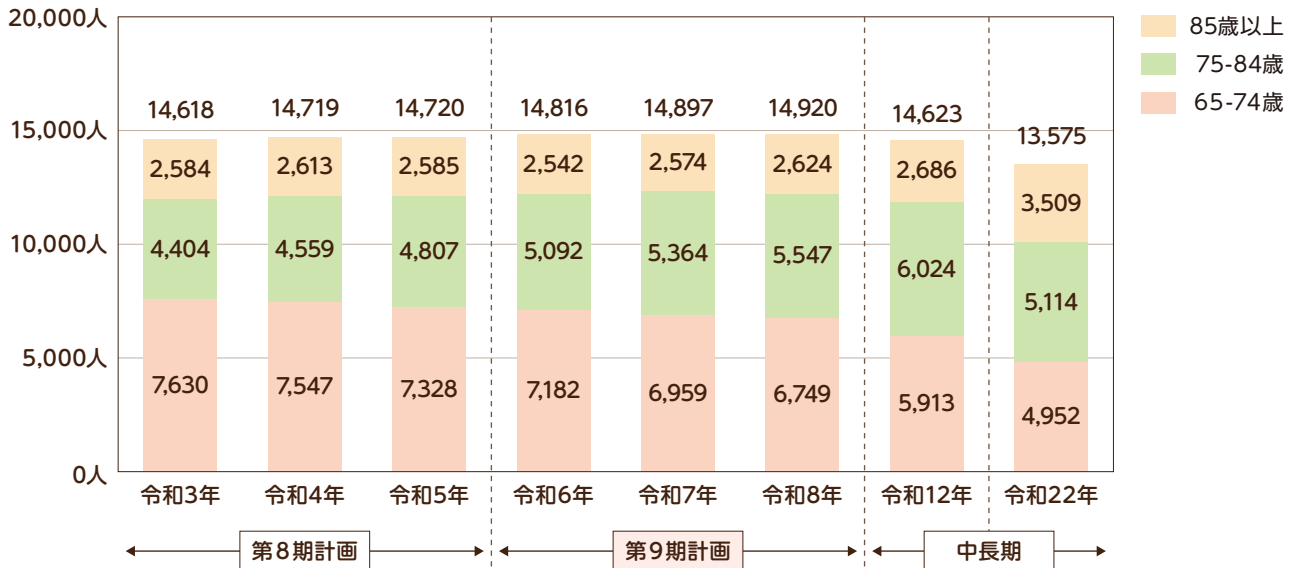


(1) 高齢者人口の推計

本市の高齢者人口は年々増加しており、第9期計画最終年度の令和8年には14,920人、令和22年(2040年)には、13,575人になると推計されます。

また、高齢者人口の後期高齢者(75歳以上)が占める割合が年々高くなり、令和8年には54.8%、令和22年(2040年)には、63.5%になると推計されます。

● 高齢者人口の推計

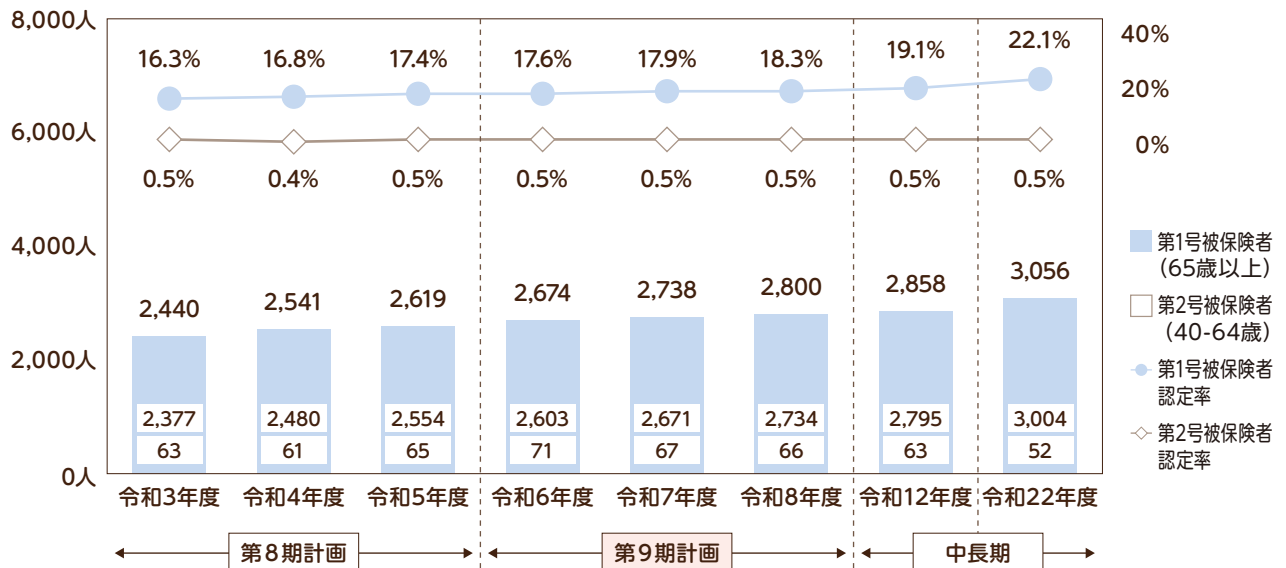


資料: 令和5年までは住民基本台帳(各年10月1日現在)、令和6年以降、推計値

(2) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年度には2,800人となることが見込まれます。令和12年度には2,858人、令和22年度には3,056人になると見込まれます。

● 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料: (実績)介護保険事業報告(各年9月末)、(推計)「見える化」システム

(1) 計画の基本理念

本計画では、3年の計画期間の中で、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送れるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていきます。

● 基本理念

地域ぐるみで支え合い、高齢者が安心して、自分らしく
健やかに暮らし続けられる福祉のまち 北茨城

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者等が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが地域の中で一体的に提供される仕組みのことです。各地域でのシステム構築のためには、医療や介護等の専門職だけでなく地域の一人ひとりが高齢者の生活の担い手として、地域づくりへ参加することが重要です。

本市では、北茨城市コミュニティケア総合センター「元気ステーション」を設置し、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住民同士で支えあい、助け合い、健康なまちづくりと一緒に考え、地域の方が気軽に立ち寄れる場を目指しています。

この「元気ステーション」を地域包括ケアシステムの拠点として、体制を構築していきます。

● 元気ステーションの仕組み

～北茨城市が目指す健康なまちづくり～



基本目標1

元気で生きがいのある暮らしづくり

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域の人との関係を通じて自分の役割を持って生活できるよう、高齢者の健康寿命の延伸を図るための「高齢者の保健事業と介護予防の一体事業」などにより、高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

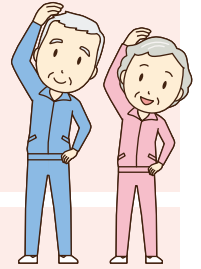
また、高齢期の日常生活の不安として、基礎体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していきます。生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

1

生きがいづくりの推進

(1) 高齢者の生きがいづくり

- ① 老人福祉自動車「寿号」の運行
- ② 金婚祝
- ③ 敬老金
- ④ 高齢者生きがい対策事業
- ⑤ ふれあい・いきいきサロン
- ⑥ 高齢者ふれあいゆったり事業
- ⑦ シルバー人材センター事業



2

介護予防・健康づくりの充実

(1) 高齢者の健康の保持・増進事業

- ① 健康づくり運動の推進
- ② 健康診査等の受診促進
- ③ 予防接種の推進
- ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

(2) 一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

3

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス
- ③ 生活支援サービス
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業

基本目標2

安心して暮らしやすい在宅環境づくり

高齢者の生活の質を維持するため、高齢者世帯や介護、介助が必要な高齢者の在宅生活を多様な在宅サービスで支援し、外出しやすく、安全で安心な日常生活の確保を進めます。

また、在宅高齢者や家族介護者などの身体的、精神的、経済的な負担を軽減するための各種事業を実施するとともに、介護保険制度の正しい理解のため、制度の普及啓発やサービスの定期的な紹介に取り組めます。

1

在宅高齢者支援の推進

(1) 在宅高齢者の生活支援

- ① 愛の定期便事業
- ② 配食サービス事業
- ③ 軽度生活援助事業
- ④ 行商サービス事業
- ⑤ 介護用車両購入費等助成事業



2

高齢者及び介護者の負担軽減の推進

(1) 高齢者及び介護者の負担軽減

- ① 訪問理美容費助成事業
- ② 徘徊高齢者等家族支援サービス
- ③ 家族介護慰労金支給事業
- ④ 潜在的な介護者への支援

(2) 在宅環境の改善・整備

- ① 住宅整備資金の貸付事業
- ② 住宅改修支援事業
- ③ 住宅改修費

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

また、介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

1

介護サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩福祉用具貸与
- ⑪特定福祉用具販売 ⑫特定施設入所者生活介護 ⑬居宅介護支援

(2) 地域密着型サービスの充実

- ①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨地域密着型通所介護

(3) 介護施設サービスの充実

- ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院

2

持続可能な介護サービスの運営

(1) 介護サービスの適正化

- ①要介護(支援)認定の適正化 ②ケアプラン等の点検
- ③医療情報との突合・縦覧点検
- ④事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化
- ⑤介護サービス事業所の指導及び監査
- ⑥業務効率化と質の向上に向けた取り組み
- ⑦文書負担の軽減 ⑧介護情報基盤の整備

(2) 介護人材の確保

- ①介護人材の確保、育成、定着に向けた取り組み
- ②介護離職ゼロに向けた取り組み

(3) 低所得者支援

- ①社会福祉法人による利用者負担額減免事業
- ②特定入所者介護(予防)サービス費事業
- ③高額介護(予防)サービス費事業・高額医療・高額介護合算サービス費事業



地域包括支援センターを中核として、支援の入口となる相談機能の充実を図り、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援が行えるよう、地域共生社会の観点に立った相談支援体制を整備します。

また、高齢者にとって認知症になることは身近なことであり、認知症の人もそうでない人も同じ社会で共に生きる「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を両輪として、認知症施策推進大綱を踏まえながら、高齢者を支えるまちづくりとともに、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりの構築や入退院連携などの取組に加えて、近年課題となっている、看取りや認知症などへの対応に関する取組を進め、更なる在宅医療・介護連携の推進に努めます。

1

地域包括ケア体制の推進

(1) 地域包括ケア体制の機能強化

- ① 北茨城市地域包括支援センター ② 在宅介護支援センター
- ③ 地域ケア会議の推進

(2) 医療と介護の連携強化

- ① 地域の医療・介護の資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ⑤ 地域住民への普及啓発
- ⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑦ 医療・介護関係者の研修
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係町村の連携

2

地域福祉の充実

(1) 地域共生社会への取り組み

- ① ボランティア活動等の充実 ② 生活支援体制の整備
- ③ 地域における福祉意識の高揚・啓発
- ④ 地域共生社会の実現を目指した取り組み

(2) 地域における福祉のまちづくり推進

- ① 近隣住民の見守り・声かけの習慣化 ② 災害時における事業所との連携
- ③ 災害弱者に対する支援等取り組み ④ 感染症対策の推進
- ⑤ バリアフリー化

(3) 施設サービスの充実

- ① 北茨城市老人福祉センター「ライト」の管理運営
- ② 軽費老人ホーム(ケアハウス) ③ 住宅型有料老人ホーム
- ④ サービス付き高齢者向け住宅

3

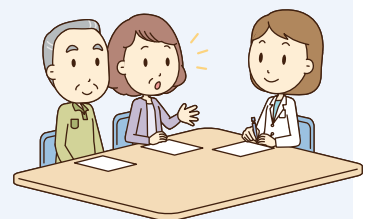
認知症対策及び高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症対策の推進

- ① 認知症総合支援事業 ② 認知症サポーター養成事業
- ③ チームオレンジの整備 ④ 「通いの場」の拡充
- ⑤ 関係機関との連携(SOSネットワーク事業)
- ⑥ 認知症の人にやさしい地域づくり
- ⑦ 社会参加の機会の確保 ⑧ 家族介護教室事業
- ⑨ 若年性認知症の人の支援

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の利用促進 ② 高齢者虐待の防止と対応



今後、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のためには、低所得者の負担軽減とともに被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが国から示されました。第9期計画においては制度改正により13段階の所得段階区分と基準額に対する割合が新たに設定されました。

本市の第1号被保険者の介護保険料基準額(第5段階)「月額6,700円」を基に算出した、所得段階別の保険料は、次のとおりです。

● 所得段階別負担割合と保険料額

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 介護保険料 |
|-------|--|------------------------|----------------------|
| | | | 【年額】 |
| 第1段階 | ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | ×0.455 軽減後 ⇒ ×0.285 | 36,500円 (22,900円) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | ×0.685 軽減後 ⇒ ×0.485 | 55,000円 (38,900円) |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | ×0.69 軽減後 ⇒ ×0.685 | 55,400円 (55,000円) |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | ×0.9 | 72,300円 |
| 第5段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 【基準額】 ×1.0 | 80,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | ×1.2 | 96,400円 |
| 第7段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | ×1.3 | 104,500円 |
| 第8段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | ×1.5 | 120,600円 |
| 第9段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | ×1.7 | 136,600円 |
| 第10段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | ×1.9 | 152,700円 |
| 第11段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | ×2.1 | 168,800円 |
| 第12段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | ×2.3 | 184,900円 |
| 第13段階 | 本人が住民税を課税され、前年の合計所得金額が720万円以上の方 | ×2.4 | 192,900円 |

第9期 北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画《令和6年度～令和8年度》 概要版

発行・編集／ 北茨城市市民福祉部 高齢福祉課

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630番地

TEL:0293-43-1111(代)

